

7 蟹水発第130号

令和7年10月22日

蟹江町水道事業水道料金等審議会

会長 様

蟹江町水道事業

蟹江町長 横江 淳一



適正な水道料金のあり方について（諮問）

このことについて、蟹江町水道事業水道料金等審議会条例（令和7年条例第16号）第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

適正な水道料金のあり方について

2 諮問理由

本事業は、昭和24年頃に簡易水道事業が創設され、昭和34年の簡易組合の統合を経て昭和46年から公営企業法適用の水道事業として発足し、令和7年3月末現在、給水人口35,471人の地域住民の皆さまに水道水を供給するために運営しています。

水道事業は、地域住民の生活や社会経済活動に欠くことのできない重要な役割を果たしており、将来にわたって安心して安全な水道水の供給を維持していくことが水道事業者にも課せられた使命となっています。

しかしながら、近年の人口減少や節水機器の導入により料金収入の増加が見込めないなか、創設期に整備された多くの施設は老朽化が著しく、その更新費用は、物価高騰の影響もあり増加の一途をたどっています。

つきましては、このような厳しい状況においても将来にわたり安定的、持続可能な事業運営を図るため、今後の適正な水道料金のあり方について、貴審議会の意見を求めたく、ここに諮問します。